相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二二九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮城　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　山形県長井市館町北六番一六号　相続財産管理人　渡部　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市松代町松代一二三五番地、最後の住所東京都府中市宮西町一丁目一八番地の六ライオンズステージ府中シティタワー一二一〇　被相続人　亡　滝澤　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　東京都八王子市横山町五番一五号　三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市丹陽町三ツ井一一九八番地、最後の住所愛知県一宮市大和町苅安賀字狭間七〇番地　被相続人　亡　岩田　宮尾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　事務所名古屋市中区錦二―八―一伊予銀行ビル三C　相続財産管理人　弁護士　堀　龍之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市あさけが丘一丁目一番地二四三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三宅　作子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　三重県四日市市栄町二番二二号　相続財産管理人　弁護士　川嶋冨士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市久保一丁目六八〇番地、最後の住所大阪府堺市南区豊田一五八八番地一阪和第一泉北病院　被相続人　亡　匠　冨代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階　相続財産管理人弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市出石町桐野八七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩上　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　兵庫県豊岡市駄坂五四八番地　相続財産管理人　竹中　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市安芸津町風早一一七三番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　濱田　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　広島市安芸区矢野西四丁目三〇番一五―三〇一号、事務所広島市中区八丁堀一番二三―六〇七号　相続財産管理人　清水佐智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市松橋町松橋一〇六〇番地二、最後の住所熊本県宇城市松橋町松橋一〇六二番地二　被相続人　亡　濱松　節記

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　事務所熊本県熊本市京町一丁目一二番二号　京町会館二階　熊本共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　園田　昭人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宜野湾市普天間二丁目二七番、最後の住所沖縄県宜野湾市普天間二丁目二七番九号　被相続人　亡　岸本　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日　沖縄県沖縄市諸見里二丁目三番二三号　相続財産管理人　平良　保弘

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十一月三十日

一、墳墓等所在地　秋田県秋田市川元松丘町四、松慶園

一、墳墓等の名称　明治四十三年六月建之石山太郎兵エ深慧院釈賢道先祖代々、明治四十年六月建之加藤氏先祖代々、同年二月建之伊藤氏先祖代々、同年六月小川氏先祖代々、皆川家之墓、不詳四基

一、改葬を行おうとする者　秋田県秋田市川尻上野町八番三一号　松慶園をきれいにする会　会長　妹尾隆太郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年十一月三十日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一　七区二号〇四一二番　平出家、十三区一号三三六八番　安發家、十三区二号三二〇〇番　松尾家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　七区二号〇四一二番　浅山政夫　十三区一号三三六八番　安發喜四、安発美恵子、安発静子　十三区二号三二〇〇番　松尾宗一、野田一男、野田雪江、松尾サダ子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

第12期決算公告　平成21年11月30日
栃木県小山市若木町一丁目5番30号
株式会社薬進
代表取締役　鵜養　宏延

貸借対照表の要旨（平成21年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	169,297
	固定資産	67,468
	合計	236,765
負債及び純資産の部	流動負債	137,617
	株主資本	103,094
	資本金	10,000
	利益剰余金	93,094
	利益準備金	1,550
	その他利益剰余金	91,544
	（うち当期純利益）	(25,277)
	評価・換算差額等	△3,946
	その他有価証券評価差額金	△3,946
	合計	236,765

第42期決算公告
平成21年11月30日
栃木県栃木市錦町11番18号
株式会社長谷川製作所
代表取締役　長谷川幸男

貸借対照表の要旨
（平成21年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,718
	固定資産	9,569
	合計	27,287
負債及び純資産の部	流動負債	8,858
	固定負債	44,638
	株主資本	△26,209
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,209
	その他利益剰余金	△36,209
	（うち当期純損失）	(1,283)
	合計	27,287